

産地産直レストランの公共施設等運営権の設定に関する公表について

産地産直レストランについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定により、産地産直レストランの公共施設等運営権を設定したので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月28日

宮若市長 有吉哲信

- 1 公共施設等の名称  
産地産直レストラン
- 2 公共施設等の運営権者  
福岡県田川市伊田 2 4 1 2 番地 9  
株式会社明治屋  
代表取締役 大塚 長務
- 3 公共施設等の立地  
宮若市脇田 3 6 2 番地 1
- 4 公共施設等の規模及び配置
  - (1) 規模  
敷地面積 1, 7 6 7. 1 7 平方メートル
  - (2) 配置  
別図のとおり
- 5 公共施設等の運営等の内容
  - (1) 運営事業
  - (2) 維持管理及び保全業務
- 6 公共施設等の運営権の存続期間  
実施契約締結の日から令和 3 3 年 3 月 3 1 日まで

宮若市農業観光振興センター・産地産直レストラン 配置図

